

令和 4 年 6 月 30 日現在

機関番号：74331

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2021

課題番号：17K02101

研究課題名（和文）権利アプローチに基づく「性と生殖に関する健康」：アジアでの実践の適用可能性の検討

研究課題名（英文）Realisation of Sexual and Reproductive Health through Human Rights-Based Approach to Development

研究代表者

三輪 敦子 (Miwa, Atsuko)

公益財団法人世界人権問題研究センター・その他部局等・嘱託研究員

研究者番号：90414119

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000 円

**研究成果の概要（和文）：** インドでの現地調査を踏まえ、人権／権利に基づく開発アプローチ（human rights-based approach to development）に基づく実践が、地域コミュニティに暮らす女性のエンパワメントに貢献するために求められる活動とプロセスについて重要な知見を得た。

とりわけ、「レイプ被害に遭った女性は加害者と結婚するべき」という意識に代表される地域の慣習、伝統、社会規範に基づく人権／権利アプローチへの抵抗や反発を克服し、女性が人権意識を身につけて行為主体性（エージェンシー）を獲得し、自らの選択を通じてエンパワメントを実現するために人権／権利アプローチが果たせる役割と意義を確認した。

**研究成果の学術的意義や社会的意義**

国連では普遍的人権の価値と重要性が確認され、「人権の主流化」と呼ばれる政策アプローチも採用されてきたが、人権／権利に基づく開発アプローチによる実践が、女性、そして様々な理由により周縁化され脆弱な立場に置かれている社会グループにとって効果的なアプローチとして機能するためには多くの課題が存在する。

本研究から得られた知見は、こうした課題を克服するための地域コミュニティに根ざした活動とプロセスについて重要な学術的貢献となる。慣習、伝統、社会規範に基づいた抵抗や反発を克服し、行為主体性に基づいてエンパワメントを実現することの重要性は世界と日本の課題であり、社会的な意義も大きい。

**研究成果の概要（英文）：** Through a field research in India and thorough analysis of its findings, important knowledge on effective interventions and processes that lead to empowerment of women of local communities in rural areas through human rights-based approach to development has been gained.

The research confirmed the role and effectiveness of human rights-based approach to development for realisation of empowerment of women by way of enabling development of their agency and of conducting to exercise of their own choices and decisions. It is also confirmed that the approach is instrumental for overcoming resistance and opposition expressed by people of communities based on customs, traditions, and social norms deeply entrenched in local communities.

研究分野：ジェンダー 開発 人権

キーワード：ジェンダー 開発 人権 国際協力 エンパワメント 人権／権利アプローチ

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 権利アプローチの登場

1990 年代から、広く実践されるようになった権利アプローチ(Human Rights-Based Approach)は、福祉と開発の目的を「人々が享受するさまざまの本質的自由を増大するプロセス」とする Sen 等 の思想に支えられており、それまでの開発実践において「客体」と捉えられていた支援対象を「主体」へと捉え直す革新的なアプローチである。権利アプローチに基づけば、支援は「ニーズを充足する」ためではなく、「権利を実現する」ためにおこなわれる。これは、支援の内容、提供方法、成果・目的の設定および評価基準のすべてに関し、特に支援を提供する側に対し、支援の理念的概念的枠組という点において根本的な転換を求めるアプローチである。

### (2) 権利アプローチの展開

権利アプローチは、国連における「人権の主流化」とも軌を一にして展開してきており、また 「民主化」「ガバナンス」といった冷戦後の国際社会の共通の関心事項に呼応する概念でもあつたため、1990 年代半ば頃から様々な国際機関が積極的に組織の目標として採用するようになった。国連女性開発基金(現 UN Women)は、1997 年の年次報告書で初めて権利アプローチに言及したが、2000 年代に入り、組織の最上位の目標として「女性の人権の実現」を掲げるようになった。一方、ActionAid、CARE 等、活動の経験と教訓を踏まえて組織の基本的理念として権利アプローチを採用するに至る NGO も増えている。権利アプローチに基づく実践は、当初、女性差別撤廃条約の国内実施支援等、法的支援(法的権利の実現)を中心であったが、教育、健康、生 計創出、意思決定への参加、性的暴力の根絶等、広範な課題が権利アプローチの枠組で理解され実践されるようになっている。

### (3) 「性と生殖に関する健康」と権利アプローチ

女性の主体性を無視した人口計画、HIV/エイズ、幼児/若年婚、女性性器切除等、世界には 様々な「性と生殖に関する健康」に関連するジェンダー課題が存在する。日本においても、10 代 から 20 代の女性における人口妊娠中絶数の多さ、デート DV/レイプ始めとする性的暴力、JK ビジネスに代表される 10 代女性に対する性的搾取、先進国で唯一増加している 20 代から 30 代の年齢層における HIV 感染者の増加等、多くの課題が存在する。これらの課題には、支配性と従属性を内包した関係性の受容、自尊感情の低さ、「客体」としての自己認識、権利理解に立脚したコミュニケーションの欠如等、ジェンダー意識が反映した関係性や行動様式が多大な影響を及ぼしている。「人間の生殖システム、その機能と過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないといえばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること」という「カ

イロ宣言(1994年)における「性と生殖に関する健康」の定義や、「北京行動綱領(1995年)」において明記された「性と生殖に関する健康」に関する「自由かつ責任ある決定」の重要性を踏まえても、取り組むべき課題が数多く存在することは明らかである。「性と生殖に関する健康」に関連する課題に関しては、近年、特にHIV/エイズ予防を目的とする活動のなかで、権利アプローチを用いた様々な実践と知見が蓄積されてきている。「IEC (Information, Education and Communication)アプローチ」に基づく「ABC (Abstain, Be faithful and use Condoms)アプローチ」の限界が指摘されるなかで、当事者間の平等な関係性を実現するためのコミュニケーションや、地域における権力関係の変革に焦点を当てる活動が展開されるようになっており、その代表的なものとして、1995年にウガンダで開発され、アフリカ、アジア、太平洋諸国等、40を超える国々で実践されてきた「ステッピング・ストーンズ(Stepping Stones)研修」がある。また、権利アプローチの実践を通じた女性のエンパワメント実現の可能性に関し、研究代表者が調査をおこなってきたインドのNGO、マスム(MASUM)においても、権利理解と実践への端緒となっているのは「性と生殖に関する健康」を始めとする女性の健康の問題への対応である。「性と生殖に関する健康」の実現に向け、権利アプローチの実践が実質的な成果を生むための諸条件とプロセスを検証・抽出することは、日本を含む様々な国と地域における「性と生殖に関する健康」の保障に対し重要な学術的実践的貢献となる。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、個人の福祉(well-being)とエンパワメントにとって重要な構成要素である「性と生殖に関する健康(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス)」の実現に向けて、ジェンダー視点に基づいた権利アプローチのアジアにおける実践が、現実的また戦略的にどのような成果を生み出せるかを検証し、権利アプローチが「性と生殖に関する健康」に関連するジェンダー課題の解決に貢献するための実践的枠組の検討と構築をおこなうことである。

## 3. 研究の方法

本研究は以下の二つの部分から構成される。(I)ジェンダー視点に立った権利アプローチに基づく「性と生殖に関する健康」の実践例に関するアジアにおける実証的調査を通じた実践枠組の検討、(II)アジアおよび日本における権利アプローチの適用可能性の分析と検討。

(I)については、権利アプローチに基づきジェンダー視点に立った研修を実施しているインドにおける現地調査を通じて実践枠組の検証をおこない、(II)については、日本における権利アプローチの実践例の調査・分析を通じ、権利アプローチの展開にあたっての阻害要因を検討し実践にあたって留意すべき諸要素を抽出する。それらの成果を発展的に融合させ、実践枠組の構築に結びつける。研究成果については国内外の学会で報告をおこなうと同時に、権利アプローチに基づく「性と生殖に関する健康」の教材を作成し、授業や NGO での実践を通じて有効な手法を検証する。また国外から研究者あるいは NGO スタッフを招いてセミナーを開催し、権利アプローチを通じた「性と生殖に関する健康」の意義と可能性を広く社会に発信する。

#### 4. 研究成果

インドでの現地調査を踏まえ、人権／権利アプローチに基づく実践が、地域コミュニティに暮らす女性のエンパワメントに貢献するために求められる活動とプロセスについて重要な知見を得た。権利アプローチが果たしうる意義と貢献について以下の諸点が挙げられることが明らかになった。

1. 権利アプローチは、家父長制バーゲニングや適応的選好を克服し、エンパワメントに結びつく選択をおこなうために欠かせない女性の行為主体性（エージェンシー）の確立に重要な役割を果たすことができる。
2. 女性のエンパワメント実現を促す重要な要因を形成する「認知(perception)の歪み」の認識に権利アプローチは重要な貢献をなしうる。
3. 権利アプローチは、適応的選好や協調的対立においてジェンダー化された意識と行動様式を方向付ける「認知の歪み」を女性に認識させ、行為主体性（エージェンシー）を獲得する方向に女性を促す。
4. 権利アプローチは協調的対立における協調決裂時の状況（Breakdown Position）を改善することに貢献する。そして、出口についての可能性（Exit Potential）を拡大する。
5. ある時期の協調的対立の帰結が、将来の協調的対立に影響を与えることを考えれば、権利アプローチによる変化は、将来の協調的対立における女性の立場を改善することに貢献する。

6. 権利アプローチは、協調的対立におけるバーゲニングパワーの向上に貢献し、そのことにより、女性のケイパビリティの確立とエンパワメントに貢献する。

また、「伝統」「文化」「社会規範」等に基づく抵抗や反発に十分に注意を払いつつ、権利アプローチを推進する際に重要な点としては、以下の諸点が挙げられることが確認できた。

- (1) 人々の人権理解ならびに人権／権利との関係性を踏まえた戦略とプロセスの重要性
- (2) 実際に支援をおこなうワーカーの人権理解の質
- (3) 丁寧なプロセスを通じた地域の女性たちへの人権理解及び人権意識の浸透
- (4) 人権の実現に結びつけることを視野に入れたニーズへの対応
- (5) 「伝統」や「文化」を理由とする抵抗への適切な対処
- (6) ピアグループが形成する重層的親密圏の存在の重要性

国連では普遍的人権の価値と重要性が確認され、「人権の主流化」と呼ばれる政策アプローチも採用されてきたが、人権／権利に基づく開発アプローチ(human rights-based approach to development)による実践が、女性、そして様々な理由により周縁化され脆弱な立場に置かれている社会グループにとって効果的なアプローチとして機能するためには多くの課題が存在する。

本研究から得られた知見は、そうした課題を克服するための地域コミュニティに根ざした活動とプロセスについて重要な学術的貢献となる。慣習、伝統、社会規範に基づいた抵抗や反発を克服し、行為主体性に基づいてエンパワメントを実現することの重要性は世界と日本の課題であり、社会的な意義も大きい。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] 計4件 (うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件)

1. 著者名 三輪敦子	4. 卷 No. 34
2. 論文標題 北京会議の今日的課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際女性	6. 最初と最後の頁 84 - 88
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三輪敦子	4. 卷 No. 924 (9月)
2. 論文標題 大阪G20サミットと市民社会	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『世界』	6. 最初と最後の頁 32 - 35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三輪敦子	4. 卷 第9号
2. 論文標題 「ジェンダーに基づく女性に対する暴力」をめぐる国際的な動き～規範の精緻化・インターネット上そして女性議員に対する暴力～	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 NWEC実践研究	6. 最初と最後の頁 27-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 三輪敦子	4. 卷 No.135
2. 論文標題 「自明であること」を実現するために	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 『国際人権ひろば』	6. 最初と最後の頁 3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-  
6. 研究組織

	氏名 (ロー�마字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関